

講 座	法政理論、比較国際法政 公共法政、司法政策
専門科目	日本政治史

【問題】下記に抜粋した、大日本帝国憲法（明治憲法）第五十五条に関する伊藤博文著『憲法義解』（1889 年）の解釈を参照して、その内閣構想について論じなさい。

「第五十五条 国務各大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其ノ責ニ任ス

凡テ法律勅令其ノ他国務ニ関ル詔勅ハ国務大臣ノ副署ヲ要ス

国務各大臣は入て内閣に参賛し、出て各部の事務に当り、大政の責に任ずる者なり。凡そ大政の施行は必ず内閣及各部に由り、その門を二にせず。蓋し立憲の目的は主権の使用をして正当なる軌道に由らしめむとするに在り。即ち、公議の機関と宰相の輔弼に依るを謂ふなり。故に大臣の君に於けるは、務めて奨順匡救（しょうじゅんきょうきゅう）の力を致し、若し其の道を愆（あやま）るときは、君命を藉口（しゃこう）して以て其の責を逃るゝことを得ざるなり。

憲法上の疑義にして未だ一定の論決を経ざること、未だ大臣責任の条より甚しきはあらざるなり。蓋し之を正理に酌み之を事情に考ふるに、大臣は憲法に依り輔弼の重局に当り、行政上の強大なる権柄を掌有し、独り奨順賛襄（しょうじゅんさんじょう）の職に在るのみならず、又匡救矯正（きょうきゅうきょうせい）の任に居る。宜く躬を以て責に任ずべきなり。若し大臣にして責に任ずるの義なからしめば、行政の権力は容易に法律の外に踰越することを得、法律は徒に空文たるに帰せむとす。故に大臣の責任は憲法及法律の支柱たる所以なり。但し、大臣の責は其の執る所の政務に属す。而して刑事の責に非ざるなり。故に大臣其の職を愆るときは、其の責を裁制する者専ら一国の主権者に属せざるべからず。唯之を任ずる者能く之を黜（しりぞ）くべし。大臣を任じ又之を黜け又之を懲罰する者、人主に非ずして孰（たれ）か敢て此に預らむ乎。憲法既に大臣の任免を以て君主の大権に属したり。其の大臣責任の裁制を以て之を議院に属せざるは固より当然の結果とす。但し、議員は質問に由り公衆の前に大臣の答弁を求むることを得べく、議院は君主に奏上して意見を陳疏（ちんそ）することを得べく、而して君主の材能（さいのう）を器用するは憲法上其の任意に属すと雖、衆心の嚮（むか）ふ所は亦其の採酌の一に洩れざること知るべきときは、此れ亦間接に大臣の責を問ふ者と謂ふ

ことを得べし。

内閣総理大臣は機務を奏宣し、旨を承けて大政の方向を指示し、各部統督せざる所なし。職掌既に広く、責任従て重からざることを得ず。各省大臣に至ては、其の主任の事務に就き格別に其の責に任ずる者にして、連帯の責任あるに非ず。蓋し総理大臣・各省大臣は均く天皇の選任する所にして、各相の進退は一に叡旨に由り、首相既に各相を左右すること能はず、各相亦首相に繫属することを得ざればなり。彼の或国に於て内閣を以て団結の一体となし、大臣は各個の資格を持って参政するに非ざる者とし、連帯責任の一点に偏傾するが如きは、其の弊は或は党援聯結（とうえんれんけつ）の力遂に以て天皇の大権を左右するに至らむとす。此れ我が憲法の取る所に非ざるなり。若し夫れ国の内外の大事に至ては、政府の全局に関係し、各部の専任する所に非ず。而して謀猷措画（ぼうゆうそかく）必ず各大臣の協同に依り、互相推諉（たがいにすい）することを得ず。此の時に当て各大臣を挙げて全体責任の位置を取らざるべからざるは固より其の本分なり。

大臣の副署は左の二様の効果を生ず。一に、法律勅令及其その他国事に係る詔勅は大臣の副署に依て始めて実施の力を得。大臣の副署なき者は従て詔命の効なく、外に付して宣下するも所司の官吏之を奉行することを得ざるなり。二に、大臣の副署は大臣担当の権と責任の義を表示する者なり。蓋し国务大臣は内外を貫流する王命の溝渠（こうきょ）たり。而して副署に依て其の義を照明にするなり。但し、大臣政事の責任は独り法律を以て之を論ずべからず、又道義の関る所たらざるべからず。法律の限界は大臣を待つ為の単一なる範囲とするに足らざるなり。故に朝廷の失政は署名の大臣其の責を逃れざること固より論なきのみならず、即ち、議に預かるの大臣は署名せざるも亦其の過を負はざることを得ざるべし。若し専ら署名の有無を以て責任の在る所を判ぜむと欲せば、形式に拘（かかわ）り事情に戻る者たることを免れず。故に副署は以て大臣の責任を表示すべきも副署に依て始めて責任を生ずるに非ざるなり。」

（以上、宮沢俊義校註・伊藤博文著『憲法義解』、岩波文庫、1940年、に依る。

なお、文章を一部省略している。また、引用した文章は、一部、旧漢字を新漢字に改め、適宜、おくりがな、および、ふりがなを付した。）

以上